

## 4. 離島に住む方向けの制度を知りたい

### (1)がん治療の渡航費助成(八重山・宮古)

本島や県外での治療が必要ながん患者さんに対し、航空運賃の一部を助成する制度です。後日払い戻されます。窓口にて事前にお問合せください。対象者は、石垣市・宮古島市に住所がある方で、以下の通りです。

- ①「特定疾患」「小児慢性特定疾患」の受給者証を持っている方
- ②悪性新生物疾患(がん)に罹患している方のうち、主治医が「市外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方
- ③上記①のうち、低年齢および介護が必要で、一人での通院が難しい方に付き添いで同行する方(患者の2親等以内の親族に限る)

**問合せ先** 【石垣市】石垣市健康福祉センター ☎ 0980-88-0088  
 【宮古島市】宮古島市役所 健康増進課 ☎ 0980-73-1978



あさどや  
サー安里屋ぬ クヤマニヨー  
サーユイユイ  
ちゅ  
あん美らさ 生りばしヨー  
マタハーリヌ チィンダラ  
カヌシャマヨー

(安里屋ユンタ)



### (2)離島へき地のがん患者等の宿泊支援

2014年度から開始となります。放射線治療が可能な本島中南部の7病院(P25)の周辺にある宿泊施設(ホテル等)が対象で、宿泊費の約3~5割引きを予定しています。(2014年2月現在)

#### 対象となる人

離島へき地から放射線治療のために県内7病院へ通院するがん患者さんと付添い人を予定しています。

**問合せ先** 沖縄県福祉保健部医務課 ☎ 098-866-2169  
 各病院の窓口

#### 知って得する基礎知識

### 【制度をうまく活用しましょう】

がんの治療では近年、新薬の登場などにより、通院しながら日常生活を長くすごせるようになってきました。ただし手術代・薬代といった治療費のほか、交通費など様々な費用がかかります。休業・失業した場合、ご自身やご家族の生活費も考える必要がでてきます。金額が大きすぎて治療が続けられないのではないか。大きな借金をしなければならないのか。こうした強い不安を抱きながら誰に相談していいかわからない方は少なくないことでしよう。

しかし多くの方が利用でき、その不安解消に大きく役立つ制度があります。各々の立場にあった制度もあります。利用にあたっては手続きが必要ですので、制度の名前や仕組みをご自身で理解することが大切です。ここで紹介する情報を元に、ご自分が利用できる制度を見つけてください。もし迷った時は、ぜひ通院・入院なさっている医療機関のソーシャルワーカーへご相談ください。あなたの治療の見通しや適した制度について一緒に考え、あなたの不安に応えるサポートがきっと得られるはずです。